

日本西洋史学会第39回大会

部会別研究発表要旨

1989年5月14日
京都産業大学外国語学部

大会プログラム

第1日 1989年5月13日(土)

理事会 11:00~12:00 第1研究室棟大会議室

受付開始 12:00 大教室棟入口ホール

公開講演 13:00~17:00 大教室棟514教室

I 原型(アルケティール)と喪失(ペルディシオン)

——最近のスペイン史論より——西澤龍生(筑波大学)

II ルイ16世の裁判と国王弑逆者たち

運塚忠躬(東京大学)

総会 17:00~17:15 大教室棟514教室

懇親会 17:30~19:30 7号館教職員食堂

第2日 1989年5月14日(日)

受付開始 9:00 大教室棟入口ホール

部会別研究発表 9:30~16:20 大教室棟・5号館

大会参加者招待ビアパーティ(無料)

16:20~18:00 第1食堂

部会別研究発表

午前の部 (9:30~12:00)

第1部会 5号館 502教室

- 1 米山 喜 晟 (大阪外国語大学) フィレンツェにおけるCarlo I d'Angiòの役割
司会 永井三明 (同志社大学)
- 2 薩摩 秀 登 (一橋大学) チェコ王ヨハン・フォン・ルクセンブルクと
チェコ貴族
司会 池谷文夫 (茨城大学)
- 3 山本 文 彦 (東北大学) 16世紀中葉、ドイツ帝国クライス制度の発展
司会 山田欣吾 (一橋大学)

第2部会 5号館 ビデオ・コンセプト・ルーム

- 1 小山 哲 (京都大学) 16世紀ポーランドの宗教的寛容——ワルシャ
ワ連盟協約(1573年)をめぐる——
司会 井内敏夫 (早稲田大学)
- 2 今村 伸 哉 (陸上自衛隊富士学校) ヨーロッパにおける近代陸軍の起源
——オランダの軍制改革に寄せて——
司会 義井 博 (名古屋市立大学)
- 3 佐保 吉 一 (関西学院大学) デンマークの土地緊縛制廃止(1788年)
司会 清原瑞彦 (北海道東海大学)

第3部会 5号館 512教室

- 1 佐藤 清 隆 (明治大学) エリザベス朝・初期スチュアート朝イングラ
ンドの居酒屋政策
——王権の行政活動の検討を中心に——
司会 越智武臣 (京都橘女子大学)

- 2 大野 誠 (名古屋大学) Society of Arts 設立期(1754-1763)の活動
について
——科学の社会史の観点から——
司会 川島昭夫 (神戸市立外国語大学)
- 3 佐久間 亮 (京都大学) 放浪者とヴィクトリアニズム
司会 村岡健次 (甲南大学)

第4部会 大教室棟 518教室

- 1 末川 清 (立命館大学) ユリウス・フレーベルの思想的転換
——あるForty-eighterの足跡——
司会 川越 修 (同志社大学)
- 2 山田 朋 子 (明治大学) 19世紀ポーランド・ブルジョアジーに関する
諸問題
司会 藤井和夫 (関西学院大学)
- 3 川合 全 弘 (京都産業大学) ドイツ市民文化と民主主義
——エルンスト・ユンガーを中心として——
司会 中村幹雄 (奈良女子大学)

《昼 食》

午後の部 (13:00~16:20)

第1部会 5号館 502教室

- 1 清 宮 敏 (東北福祉大学) アテナイ民主政の成立に関する一考察
司会 合阪 學 (大阪大学)
- 2 伊東 七美男 (東京都立大学) 前4世紀のアテナイ海軍における公的負債の
回収について
——IG II²1604-1632の検討を中心に——
司会 前沢伸行 (東京都立大学)
- 3 栗本 薫 (京都大学) テオドシウスII世宮廷のヘレニズム
司会 浅香 正 (同志社大学)

- 4 玉置 さよ子 (奈良女子大学) 西ゴート統一法典とイシドルス思想
司会 江川 温 (大阪大学)

第2部会 5号館 ビデオ・コンセプト・ルーム

- 1 石塚 省二 (中央大学) フェリックス・コネチヌイの歴史思想
——『文明の多様性』(1935)をめぐる——
司会 芝井敬司 (関西大学)
- 2 森田 猛 (同志社大学) 青年ブルクハルトと都市バーゼルの危機
——市民社会の解体と文化史学——
司会 仲手川良雄 (早稲田大学)
- 3 佐藤 真一 (国立音楽大学) ヴィルヘルム2世時代の社会問題とトレルチ
司会 成瀬 治 (成城大学)
- 4 伊東 洋一郎 (早稲田大学) マイネッケの政治思想の形成
——保守党からの離脱を中心に——
司会 岡部健彦 (帝塚山大学)

第3部会 5号館 512教室

- 1 藤本 茂夫 (京都精華女子高校) アメリカ史における「近代家族」の成立と子
供のライフ・コース——19世紀前半期ニュー
ヨーク州西部を一例として——
司会 野村達朗 (愛知県立大学)
- 2 西岡 芳彦 (一橋大学) 1848年のパリ民衆
——貧民層と「六月蜂起」——
司会 喜安 朗 (日本女子大学)
- 3 藤川 隆男 (帝塚山大学) 19世紀オーストラリアにおけるパブリック・
ミーティング
司会 川北 稔 (大阪大学)
- 4 中島 俊克 (京都産業大学) 20世紀前半のパリ郊外における労働者の意識
司会 谷川 稔 (奈良女子大学)

第4部会 大教室棟 518教室

- 1 佐竹 利文 (甲南大学) 農奴解放前ロシア農民の家族構成
——西欧諸国との比較——
司会 阪本秀昭 (天理大学)
- 2 富岡 庄一 (神戸市立外国語大学) 第1次大戦前の露独経済摩擦
司会 肥前栄一 (東京大学)
- 3 藤本 和貴夫 (大阪大学) ロシア革命再論
司会 石井規衛 (神戸大学)
- 4 高尾 千津子 (早稲田大学) 両大戦間期のソビエト・ユダヤ人問題と米国
ユダヤ人
——ソビエトにおける米国ユダヤ人組織JDC
の活動——
司会 原 暉之 (北海道大学)

第5部会 大教室棟 519教室

- 1 大津 留厚 (大阪教育大学) ハプスブルグ帝国の民族政策と軍隊
——クラマーシュ逮捕の意味について——
司会 木谷 勤 (名古屋大学)
- 2 河村 一夫 (明治大学) 1910年の日英博覧会の意義について
司会 須藤真志 (京都産業大学)
- 3 植田 隆子 (国際基督教大学) 東方ロカルノ案の歴史的意義
司会 平井友義 (大阪市立大学)
- 4 丸山 繁郎 (芝浦工業大学) マッケンジー・キングのアトランティック・
トライアングル構想について
司会 木村和男 (筑波大学)

午前の部

(9 : 30 ~ 12 : 00)

第 1 部 会

研究発表者

- 1 米 山 喜 晟 (大阪外国語大学)
- 2 薩 摩 秀 登 (一 橋 大 学)
- 3 山 本 文 彦 (東 北 大 学)

1 フィレンツェ発展におけるCarlo I d'Angiòの役割

米山喜晟

十三世紀後半におけるフィレンツェの変化に関して、今残されている乏しい資料を分析する時、経済、社会、文化等多様な側面で顕著な発展が認められる。しかもその発展は、フィレンツェ羊毛工業の発展段階や市内への人口流入の状況から考えると、単純な産業発展に基づく変化では説明しえず、むしろその背後に社会、文化的要因が想定される。ここで注目されるのは、モンタペルティ敗戦のフィレンツェ社会への影響で、敗戦を境にそれまでの好戦的で拡大主義的なプリーモ・ポポロ政権が崩壊し、ベネヴェントの戦い以後、ゲルフィ党の支配を経てプリーモ・ポポロ制度に基づくポポロ政権が復活した後も、かつての好戦的性格は復活していない。たしかに八十年代後半にはカンバルディーノの戦いやピサとの戦争等が相次ぐが、それらの戦いはゲルフィ党貴族の主導下で進められ、その負担がポポロの不満を招いた結果、九十年代の改革を生み、有力貴族の政権からの締め出しをもたらす。今やポポロはむしろ反戦勢力に近づいている。Waleyによると、まだこの時期にはフィレンツェの兵制自体には基本的な変化はなかったとされているが、ポポロの対外戦争に対する一般的態度の転換は決して軽視しうる事柄ではなく、繁栄とも無関係ではありえない。こうした転換に際して、1267年以降7年余りフィレンツェのSignoriaを占有し、その後も間接的に干渉を続けたCarlo Iの影響は重要で、その経済的側面は従来も指摘されていたが、史実やTerlitzの資料集等の分析により、従来フィレンツェ民主制を強調する余り軽視されていた他の側面、特に外交、軍事面に関して、この王が保護者役を引き受けることにより、ポポロの軍事的負担を軽減してその気風を一変させ、のちの傭兵制度を準備して経済的発展の要因をもたらした点を明らかにしうる。

2 チェコ王ヨハン・フォン・ルクセンブルクと チェコ貴族

薩摩秀登

チェコは10世紀に国家として成立して以来、プシェミスル家の君主権のもとに、その体制を整えてきた。1212年には世襲の王国としての地位を神聖ローマ皇帝からも認められ、チェコ王は帝国の最有力諸侯の一人に数えられることになる。しかしその一方で、13世紀には、貴族たちの国政参加の要求が強まり、君主権と貴族の二次元的構造は、この国でも顕著に見られるようになる。本報告では、F. Graus, D. Třeštíkらの研究に依拠しつつ、プシェミスル家時代のチェコ王国の構造的特質にまず触れた後、この王家が断絶して1310年に新たにルクセンブルク家が王家として迎えられた時の、王と貴族のそれぞれの対応について、分析を試みる。

1306年にプシェミスル家が断絶した後、チェコ王の地位は、ハプスブルク家などに一時的に受け継がれるが、最終的には、チェコの聖職者らのイニシアティブで、ルクセンブルク家が迎えられた。しかし強力な王権が復活することを恐れたチェコの貴族たちは、新国王ヨハンに、彼らの特権の確認を要求した。ヨハンが即位にあたってこれをどこまで承認したかは、当時の国王証書から知ることができ、第一にこの内容を検討する。

次に、そうして文書の上で認められた貴族たちの特権が、現実の政治の場面でどこまで実行に移されたかを観察する。具体的には、当時の証書資料の一端に触れ、プラハその他の主要都市で王の出席なしに行なわれた貴族たちの集会が、国政上どの程度の権限を持っていたかを考察してみることにする。

J. Spěvákらチェコスロヴァキアの歴史家たちは、ヨハンの統治時代を「貴族の寡頭政治の時代」と特徴づけるが、そうした時期にあってもなお、王に期待されていた役割とは何であったかをも、当時の国際情勢と合わせて考えてみたい。

3 16世紀中葉、ドイツ帝国クライス制度の発展

山本文彦

1555年の帝国執行令により帝国の平和維持機関として整備された帝国クライスは、その後幾多の紆余曲折を経ながらも帝国の終焉に至るまで存続する。本報告の目的は、かかる帝国クライス制度の初期段階を検討することにある。

F.ハルトゥングが指摘したように、帝国の滅亡の時までを視野に入れて考えると、帝国クライス制度が実際に根づくのは、小国分立体制にあった西部ドイツにおいてであった。それ故従来の研究の多くもこの地域のクライス（シュヴァーベン・フランケン・オーバーライン＝クライス等）に言及する傾向にある。確かにこれらの地域に存在する群小の領邦は自らの存在を確保していく上で、帝国クライスという枠組みを必要としたのであり、このことはアイヌングに起源を有するクライス制度の本質に基づくものでもあった。それ故また、独力で平和の諸任務を遂行することのできる大領邦が存在する地域においては、クライス制度は活気を示さなかったと見られたのである。しかし大領邦はそれ自体としてはクライスを必要とはしなかったにしても、実際には他のクライスからの援助要請あるいは複数のクライスの共同出兵という形で帝国クライス制度に関与せざるを得ない状況にあった。

帝国クライスの考察に当たり、それ故まずクライスを大きく二つのグループ（群小領邦地区・大領邦地区）に分け、それぞれにおいて帝国クライス制度が有した意義を検討する必要がある。その際本報告では、クライス税の徴収システム（クライスの財政制度）と平和維持の為の具体的な軍事行動のあり方に焦点を絞ろうと思う。このような考察により当時の帝国クライスの実体とその意義を探り、更にこの当時の帝国国制の政治的意義を検討することにした。

第 2 部 会

研究発表者

- 1 小 山 哲 (京 都 大 学)
- 2 今 村 伸 哉 (陸上自衛隊富士学校)
- 3 佐 保 吉 一 (関西学院大学)

1 16世紀ポーランドの宗教的寛容

——ワルシャワ連盟協約（1573年）をめぐって——

小山 哲

16世紀から17世紀半ばにかけてポーランドは「火刑なき国」、「異端者の避難所」と呼ばれた。宗教改革の波及にもかかわらずポーランドは宗教戦争を免れたのみならず、宗教的信条ゆえに裁判の結果処刑されたケースは16世紀に関しては1例しか知られていない。従って、ヨーロッパの他の諸国で迫害された人々——イタリア・ドイツの反三位一体派、オランダの再洗礼派、メンノー派、ボヘミア兄弟国、イングランドの非国教徒等——がこの国に避難所を求めたのは自然なことであった。

同時代の西欧では、寛容は一部の論者により理念としては説かれても、それが現実のものとなるにはなお数世紀間を要した。なぜ16世紀のポーランドにおいては多様な宗派の平和共存が可能となったのであろうか。

本報告では、この問題を考える手がかりとして1573年のワルシャワ連盟協約をとりあげる。ヤギェウォ王朝断絶直後の最初の空位期に成立したこの協定は、その中で法的な生存権を保障された宗派の範囲の広さという点で同時代の他の寛容令を凌ぐのみならず、勅令として上から与えられたのではなく、多くのシュラフタの合意に基づいて締結された点でも特異なものであった。

しかしこの協定は、その条文の解釈や法的効力をめぐって、その成立時から始まって今日に至るまで、論争の的であり続けている。とりわけ、この協定がアウグスブルグ宗教和議に見られる“*cuius regio, eius religio*”の原則を表明しているか否かをめぐって、研究者の見解は大きく分かれてきた。

本報告では、ワルシャワ連盟協約の条文及びその成立過程の検討を通じて、寛容協定を結んだシュラフタの意図を探り、あわせて16世紀のポーランドの宗教的寛容の存立基盤の一端を明らかにしたい。

2 ヨーロッパにおける近代陸軍の起源

—オランダの軍制改革に寄せて—

今村伸哉

近代初期のヨーロッパにおいて、近代陸軍がいつ発祥したのか正確な時期については見解が一致していない。本報告は、80年戦争最中の16世紀末に行なわれたオランダの軍制改革をとりあげ、この改革から生じた「革新的戦術」と、この戦術等が動因となって「プロフェッショナル常備軍」が設定されたことを明らかにするとともに、Sir Charles Oman, Michael Howard, Geoffrey Parkerらの見解に反論しつつ、この時期に近代陸軍の基礎が確立されたことを論証しようとするものである。

スペインの軍事攻勢が激化していく中で、追い詰められたオランダ連邦共和国は、北部七州の回復を求めて、軍を再構築するために、マウリッツを中心とする軍・学協同により軍事改革を行う。人的衝力を主体とするスペインの「テルシオ」戦術を凌駕するため、火力発揮と戦闘効率を主眼とする「革新的戦術」を1595年に創出、さらに騎兵・砲兵の改革、軍事組織も改革する。そしてこの「革新的戦術」、またその時代の軍事技術をマスターする必要から規律ある「プロフェッショナル常備軍」が誕生し、近代陸軍の態様と構造が形成される。この「革新的戦術」と「プロフェッショナル常備軍」がいかに関係形成されたか、その思想的背景、中世末期以降の戦略的環境を述べ、さらに近代陸軍の起源に関する上記歴史家の見解についての問題を、併せて1560年から1660年にわたって「軍事革命」があったとするMichael Robertsの主張も考察したい。

この「革新的戦術」は歴史の行程の中で、極めて重要な役割を果たしてきたといえるであろう。実際、それは社会等の発展に伴い、逐次にグスタフ・アドルフからナポレオンに継承され発展していった。そして、この改革は近代初期のさまざまな制約の時代に戦略的・戦術的・政治的・社会的次元の中で行われた改革であった。これこそ真の「軍事革命」であった、といえよう。

3 デンマークの土地緊縛制廃止 (1788年)

佐保吉一

大北方戦争終結 (1720年) 後の農業危機に対処するために、デンマークでは1733年2月4日勅令によって、土地緊縛制 (Stavnsbånd) が導入された。その内容は、農民は「地主が雇用を保証する限り、出生 (農) 地から離れてはならない」(18条) というもので、安価な労働力を固定することに主眼がおかれた。

それが55年後の1788年に廃止されて、本報告でとりあげる土地緊縛制廃止 (Stavnsbåndets ophævelse) が実現するのである。

デンマークにおいては1838年、1888年、1938年、と50年ごとに土地緊縛制廃止記念祭が開催され、その史的意義が思い起こされてきた。1988年6月20日には200周年祭が実施され、その記念式典でのスピーチでマルガレーテ女王は「土地緊縛廃止に関する1788年6月20日勅令によって、農民階級の自由に拠り所が与えられただけでなく、我々が今日知っている社会そのものの基が築かれた」とその意義を評価している。このように200年たった今も評価されている土地緊縛制廃止とは一体いかなる出来事であったのだろうか。北欧史研究の歴史が浅い我が国では、その土地緊縛制廃止という出来事の通史的評価だけがデンマークより伝わってきて、その持つ意味は「明治維新と比してもまさるとも劣らない」などと過大評価されたりしてきた。デンマークにおいても、土地緊縛制廃止がフランス革命などとは異なり「流血無しに平和理に実施された革命であった」と喧伝されたりしている。

そこで本報告においては、法的な面を中心に、土地緊縛制の成立と内容を概観した上で、1788年6月20日勅令を基に土地緊縛制廃止とは何だったのか、その具体的な内容を明らかにしたい。また、土地緊縛制廃止をデンマーク史の中で位置付けることも併せて試みたい。

第 3 部 会

研究発表者

- 1 佐藤清隆 (明治大学)
- 2 大野 誠 (名古屋大学)
- 3 佐久間 亮 (京都大学)

1 エリザベス朝・初期スチュアート朝 イングランドの居酒屋政策

——王権の行政活動の検討を中心に——

佐藤 清隆

以前議会制定法からみた居酒屋政策の基本的特徴とその展開及びその成立事情に関して素描を試みた（『駿台史学』第74号、1988年10月）が、本報告では、その論稿に続き、王権の行政活動にみられる居酒屋政策について検討を加えてみたい。

その際、留意すべき検討課題は次の三点である。その一つは、前稿で明らかにした議会制定法の内容が王権の行政活動のなかで具体的にどのように実施されたのかという点である。しかし、この視点のみでは、王権による居酒屋統制の半分も問題にしたことにはならない。というのも、王権の居酒屋統制は、居酒屋に関する議会制定法だけでなく、その他の議会制定法（浮浪者取締法や「肉食禁制」に関する法など）施行の過程でも問題とされていくからである。二点目として、こうした点にも注意を払わなくてはならない。三つ目として、王権の行政活動は、議会制定法にのみ拘束されるわけではなく、時には国王大権を嵩に、王令などを通して政策を実施していく場合もあるが、そうした政策とはどのような内容のもので、それは結局、王権と議会との関係にどのような変化をもたらしたのかという点にも眼を向ける必要がある。

さて、こうした点を考慮に入れて王権の行政活動にみられる居酒屋政策を考えると、重複する部分もあるが、大凡次の四つの政策が浮かび上がってくる。その一つは、浮浪者取締規制や酒場の「営業許可制」と関わる治安維持政策、二つ目が「穀物払底救済令」を中心とする飢饉・救貧政策である。そして、三つ目は「企業の腐敗時代」を象徴する「収益特権」（「初期独占」の一つ）と関わる財政政策。四つ目が「肉食禁制」と関連する政策である。本報告では、王令、枢密院指令、庶民院日誌、議事録などを基本史料としながら、これら四つの政策を順次検討し、王権の行政活動にみられる居酒屋政策の特徴を明らかにしてみたい。その上で、前稿の分析も念頭におきつつ、中央レベルにおける、それほど単純ではない居酒屋政策の諸特徴を全体として示すことができればと考えている。

2 Society of Arts設立期 (1754~1763)の活動について

—科学の社会史の観点から—

大野 誠

18世紀イギリスの科学（技術も含める）については発明・発見史的な研究がほとんどで、科学活動そのものを社会的文脈にそくして理解しようとする研究はたいへん少ない。この現状を改善し、イギリス科学の社会史を展望するためには、少なくともロイヤル・ソサエティ、尚古学会、Society of Artsを視野に収めねばならない*。本報告では、そのうちSociety of Arts（正式の名称The Society for the Encouragement of Arts, Manufactures and Commerce）を取り上げたい。

この団体についてはすでに幾つかの著作が公にされているが、それらはいずれも「部内史」の域をでず、活動の実態を十分に把握しているとはいいがたい。歴史家がこの団体に言及する場合も、せいぜい「産業革命」の技術革新に関する当時の証言という一面に止まっているのが現状である。

設立からほぼ一世紀間にわたって、この団体の主な活動は懸賞によって民間のレベルから産業の振興をはかることにあった。このうちで特に分析が必要なのは、設立期の活動である。当初わずか10数名であった会員は1763年には2000名をはるかに越え、しかもそのなかには多数の政府高官や著名な知識人がいた。懸賞の項目や件数も年を追うごとに増えつづけ、製造業のみならず農業、鉱業、漁業から工芸や植民地産業、あるいは労役所での作業品にいたるまでさまざまな範囲におよんだ。懸賞項目の詳しい分析は発表当日に示したい。設立期に一つのピークに達したこの団体の活動から、この時期のジェントルマンのヘゲモニーのあり様と、7年戦争（対仏植民地戦争）期のジェントルマン層の対外的な危機意識をうかがうことができよう。

* 拙稿「18世紀イギリス科学の社会史にむけて」『思想』（近刊）を参照されたい。

3 放浪者とヴィクトリアニズム

佐久間 亮

19世紀を通じて、放浪者の存在はイギリス諸行政当局の悩みの種でありつづけた。16世紀以来、放浪行為自体を、取り締まりの対象とする一連の諸法律 (Egyptians Act, Pedlars act, Rogues and Vagabonds Act, ect) が制定されて来たが、1824年制定の放浪者取締法 (5 Geo. IV. C. 83, 1824. 正確にはこの名称で、1822年に制定されたが、一般に24年の修正法を指す) は、旧来の相互に錯綜した諸法を体系化、簡略化することによって画期をなした。この法については、取り締まり対象の曖昧さと、したがって、包括性故に、そのきわめてcriminal makingな性格について制定時からさまざまな懸念が表明されてきた。にもかかわらず、この法は広範に適用され、また1873年まで数回にわたりその適用対象も拡大されていく。

このVagrant Actについては、犯罪史、あるいは救貧行政史上の重要性がしばしば言及されてきているが、これまでまとまった研究は行なわれてはいない。本報告では、この法律の制定・施行過程を軸に、1830年代から50年代にかけての放浪行為規制の在り方について、議会諸報告、警察記録等を通じて検討を加える。その際とくに、1829年以降の「新警察」の整備に代表される日常生活の監視機構との関連、および工業化による社会変化と労働力の流動化にともなう労働規律、家族関係の弛緩への対応という側面に留意しつつ、この法律の施行による放浪者の「危険な階層」としての固定化が、ヴィクトリアニズムの価値体系の形成とどのように係わったかについて、一定の見通しを得たいと思う。

第 4 部 会

研究発表者

- 1 末川 清 (立命館大学)
- 2 山田 朋子 (明治大学)
- 3 川合 全弘 (京都産業大学)

1 ユリウス・フレーベルの思想的転換

—あるForty-eighterの足跡—

末川 清

ドイツの1848年革命の時期に、急進民主主義陣営において指導的な役割を果たした人物としてユリウス・フレーベル (Julius Fröbel, 1805-1893) の名が挙げられる。かれは、革命前に、スイスで出版活動にたずさわるかたわら、『新しい政治』(1846年、のち『社会的政治体系』と改題) を著わし、壮大な体制変革構想を開陳していた。その構想をあえて要約すれば、普選にもとづく代議制と直接民主制とを組み合わせた立法機関をもつ人民主権国家を目標とし、あわせてその民主政治を担いうる自立的な市民を一種の中産身分保護政策により育成しようとするものであった。ここには、啓蒙に由来する理想主義的平等理念が脈うっていたといえる。

さて、1848年革命期のフレーベルは全ドイツ民主主義者会議の代表あるいはフランクフルト議会の左派議員として活動するが、1849年の憲法擁護闘争の敗北後、多くの他の急進民主主義者と同様にアメリカに亡命する。いわゆるForty-eighterとしてのアメリカ滞在は、かれの場合1857年までの短期間であったが、この間にかれは大著『政治の理論』(1861年)が示すとおり、大きな思想的転換をとげている。とくに政治思想面では直接民主制や人民主権の理念は放棄されて国家主権と強力な権限をもつ大統領制が構想されるようになる。フレーベル研究者R. コッホは、かれの思想的転換を啓蒙主義的理想主義からプラグマティックな現実主義へという時代潮流の変化の文脈でとらえているが、本報告では、やや立ち入って、フレーベルにとってのアメリカ体験を考察することを通して、この思想的転換の背景をさぐってみたいと思う。とりわけ1850年代の奴隷制問題が「自由と平等」の理想を求めて渡来したForty-eighterにどのようなインパクトを与えたかという点が焦点となるであろう。

2 19世紀ポーランド・ブルジョワジーに 関する諸問題

山田 朋子

ポーランド史において、ブルジョワジーは一度として支配的な社会的地位を占めたことはなかった。彼らは西欧のブルジョワジーと比べて未成熟であったとされるが、そもそも「ポーランド・ブルジョワジー」という語自体、彼らを論ずる際に、様々な注釈を必要としてきた。本報告では、特に、19世紀ポーランド王国（ロシア領ポーランド）のブルジョワジーを中心に、彼らについて論議されている諸問題を、以下の三点に絞って考察する。これらの問題は、ポーランド王国資本主義発展を特徴づける諸要因にも関係している。

まず、19世紀ポーランド王国ブルジョワジーの問題点として、彼らを一貫して擁護育成すべき政治機関が欠如していたことがあげられる。ポーランドにおいて資本家的企業家は18世紀末に現われるが、彼らは出現と同時に、国家の崩壊と他国による分割支配に直面した。その後、ワルシャワ公国を経て、1815年にポーランド王国がロシア領に設立されてから独立までの約一世紀間、彼らはロシア帝国内の「ポーランド・ブルジョワジー」として形成された。

第二の問題点として、ポーランド王国ブルジョワジーの民族構成の多様性があげられる。即ち、彼らの半数以上が、移民あるいはその子孫であるユダヤ系やドイツ系等の非ポーランド系住民であった。彼らの中には、ポーランド人社会へ同化しようとする者もいたが、出身民族の生活習慣を固持する者も多かった。特にユダヤ系住民は、19世紀中葉、ポーランド王国の都市人口の三分の一以上を占めていた。

第三の問題点に、ポーランド王国ブルジョワジーの階層としての薄さがある。換言すれば、ブルジョワジーに数えられる者の中に、手工業経営者や小商人が多く含まれ、また貴族出身の企業家もいた。この問題は、ブルジョワジーを論ずる際、手工業者や地主貴族といった他の社会層との関係性を探る必要を示唆している。

3

ドイツ市民文化と民主主義

—エルンスト・ユンガーを中心として—

川合全弘

ワイマール共和国期ドイツの教養市民層による民主主義受容のあり方とそこに孕まれる問題性とは、きわめて複雑かつ多様である。しかし概して、民主主義は、確かに制度としてはワイマール憲法において一応の実現を見たものの、進歩の世界観としてはついに市民層によって受け入れられなかった、と言えるのではなかろうか。本報告は、エルンスト・ユンガーのワイマール期における主要諸著作の検討を通じて、保守的急進的知性による「近代」受容の屈折したありかたの一典型を析出しようとするものである。

ユンガーの政治思想の展開は、第一次世界大戦の戦争体験を表現することから始まり、「革命的ナショナリズム」と称する反共和国的な民族主義の時期を経て、『労働者』（1932年）において一応の完成を見る。そこに示される特徴は、戦争体験に基づく技術論を梃子として近代化（技術論的合理性の支配）の不可避性を強調することによって、教養市民層の伝統的な文化的自己理解の非実践性、無効性を主張する一方で、技術化へと向かう歴史の発展の全体を「労働者の形態」なる超歴史的な美的観念を通じて肯定しようとする点にある。ここに、技術化された世界に直面してのいわゆる教養自由主義の非実践性を指摘しながらも、唯美主義の袋小路に迷い込むことによって、自らも実践の政治的次元を見失ってしまう、という傾向が見てとれる。

本報告では、このようなユンガー思想の展開を分析するとともに、あわせてその歴史的意義を検討することにした。

午後の部

(13 : 00 ~ 16 : 20)

第 1 部 会

研究発表者

- 1 清 宮 敏 (東北福祉大学)
- 2 伊 東 七 美 男 (東京都立大学)
- 3 栗 本 薫 (京 都 大 学)
- 4 玉 置 さ よ 子 (奈良女子大学)

1 アテナイ民主政の成立に関する一考察

清 宮 敏

古典期アテナイの民主政はどのようにして成立するに至ったのか。本報告では、この点について若干の考察を試みたい。古典期アテナイの民主政の2大メルクマールとして、さしあたっては、政治指導者（デマゴーゴス）が民会において、出席した市民たちとの絶えざる緊張関係の中で、恒常的に政策を決定していく、という政策決定の様式、及び、全市民が交替で治める者、治められる者になる、という市民間の政治的平等の徹底化への指向、の2点をあげることができる。これらは、原理的には互いに対立的な関係にあった。古典期のアテナイでは市民間の政治的平等の徹底化が極限にまで達し、ポリスのほとんどの役職が全市民に開放された。しかしこのことは、政治指導の開放を決して意味しなかった。政治指導者と被指導者との恒常的な分化は現実の政治においては不可避であり、前者はおおむね上層市民の出身であった。このような状況はついに打破されなかったのである。ところで上の政策決定の様式は、実は古典期アテナイに固有のものであったのではない。ギリシア・ポリスは本質的には、戦士としての資格においてその成員が原則的には平等の関係にある、小規模な共同体である。かかる政策決定の様式は、このような共同体には本来備わっていると考えられるのである。そしてアルカイック期のアテナイにおいてさえも、それはある程度現実に機能していたと見られる。従って、市民間の政治的平等の徹底化への指向の出現が、古典期のアテナイ民主政の成立を特徴付けることになる。これが、上の政策決定の様式の現実化に寄与したと思われる。しかしこのような指向の出現も、ポリスが本質的には戦士の共同体であったことが前提だったのである。通説はアテナイ民主政を、主に貴族と平民との闘争の産物と解する。しかし報告者は、以上のように、貴族政から民主政への漸次的な移行、そこにおけるアルカイック期と古典期との連続性といったものを重視したい。

2 前4世紀のアテナイ海軍における 公的負債の回収について

—— I G II²1604-1632の検討を中心に——

伊東七美男

古典期を通じてアテナイ海軍の制度的基盤となっていたものは言うまでもなくトリエラルキア（三段櫓船装奉仕義務）であった。トリエラルキアにおいては、原則として固有の船体・船具を国家が奉仕義務者であるトリエラルコスに貸与し、勤務終了後に彼はそれらを良好な状態で国家に返還しなければならなかった。しかし未返還の場合はそれが海軍の記録に国家への負債として記載された。本報告では、海軍管理上の様々な必要事項を記録したいわゆるnaval listsとよばれる一連の碑文 I G II²1604-1632を中心に、とくにそこに記された負債関係の事項に着目し、トリエラルコスや海軍の役人たちの負債の期間・返済額またとくに国家による負債回収の実態について検討を行いたい。また負債回収と当時（前4世紀後半）のアテナイの財政政策との関連についても若干の展望を示してみたいと思う。

さて、負債に関する実態の詳細は別紙の表に示す通りであるが、それらを通して以下の諸点が指摘できるのではないかと現段階では考えている。①負債は長期にわたる傾向があったのではないか、しかしまたその最終的回収率は高かったのではないかということ。②前350年代中頃の負債の集中的回収を除けば、大きくみて前340年代半ば以降、負債回収が活発化したのではないかということ。③1年あたりの負債回収額はかなりの額に達することもあり、その場合それはある特定のエイスフォラの徴収額にほぼ匹敵するものであったこと。④負債回収の促進は、エウプロスやリュクルゴスの海軍政策と少なくとも方向的には完全に符合するものであり、おそらくその影響によったのではないかということ、等々である。なお、これらはあくまで現段階での見通しを示したものであることを断わっておく。

3 テオドシオスII世宮廷のヘレニズム

栗本 薫

皇帝が居住地を転々とする時代が終わりコンスタンティノーブルに皇帝居住地が固定したテオドシオス帝の治政以来、国政レベルで極めて大きな変化の兆候が現われてきた。その輪郭はアルカディオス帝期の宮廷と軍隊を巻き込んだ混乱を経てテオドシオスII世治政期に次第にはっきりしてくるが、G. Dagron, M. McCormick, K. G. Holum, S. G. MacCormackら近年の研究動向を考慮して検討すると、具体的には次の事実が浮かび上がってくる。皇帝権から最高軍司令官のイメージの払拭、皇妃の社会的地位の上昇、宮廷の存在意義の変容、教会勢力や帝都市民との新たな関係の形成、行政言語としてのギリシア語の採用、新しい式典様式の形成などである。

さて、本報告の目的は、テオドシオスII世期におけるさらに重要な側面として、以上のようなコンスタンティノーブル政権の安定を基礎とする国政レベルの変化に対し文化の敏感な反応があったことを明らかにし、現存する僅かな史料を主たる手掛かりにその特質を検討することにある。Al. Cameronは「テオドシオスII世の時代は宮廷で大々的にヘレニズムが受け入れられる最初だった。」と評しているが、修辞学者の娘でアテナイスと渾名された皇妃エウドキア、一官吏としてコンスル職及びパトリキウス位を極め「コンスタンティノスがこの町（＝コンスタンティノーブル）を造り、キロスがそれを復興した。」とヒポドロムのアクラマティオンで讃えられたほどの人気を誇った詩人キロス、処女の皇姉として崇められ教会勢力を背景に独自の文化生活を営んだブルケリア、宮廷の動静と密接に関係した教義論争など、新興コンスタンティノーブルの繁栄の恩恵に預かるために集まった多数の教養人を巻き込んで、まさにこの時代は宮廷を中核とする文化が歴史の前面に登場した画期であった。こうしたテオドシオスII世宮廷を中心に展開された文芸活動には、キリスト教を無視し伝統的な文学様式に則って活動した4世紀後半宮廷修辞家テミスティオスらの時代とは異なり、独自の志向を読み取れるのではないだろうか。

4 西ゴート統一法典とイシドルス思想

玉置さよ子

カトリック改宗(589年)後の西ゴート王国に関して、まず注目されるのはセビリヤ司教イシドルス(560頃-636)の著述活動と、西ゴート統一法典(654年公布)である。

このうちイシドルスについては、従来、百科全書的知識集成者の側面が重視され、独創性や思想性の評価は十分ではなかった。これに対して、J. Fontaineは「イシドルス・ルネサンス」という概念を提出し、イシドルスの事業が同時代西ゴート王国の政治情勢と密接に関わるとともに、王国の文化水準を向上させ、エリートの自己認識を促したものであるとして、再評価を主張した。

他方、西ゴート統一法典のはしばしにイシドルスの著作からの引用が見られることは早くから指摘されていたが、イシドルスの仕事自体を伝統知の標本的集成とみなす従来の立場では、法典に受け継がれたイシドルスの「思想」と、同時代の政治現実を、動的・総合的に把握することができない。

今回の発表では、イシドルス最晩年の630年代から法典公布までの西ゴート王国の政治情勢の推移を背景に、主として王権と法についてのイシドルスの考えが、法典条文中にどのように反映しているかを検討する。イシドルスに続く世代の王国エリートが、イシドルスの事業をかれらの現実に活かし、王国支配の道標となそうとした試みを、その取捨選択や偏りも含めて理解することによって、西ゴート統一法典を「イシドルス・ルネサンス」の一環として位置づけたい。

第 2 部 会

研究発表者

- 1 石塚省二 (中央大学)
- 2 森田 猛 (同志社大学)
- 3 佐藤真一 (国立音楽大学)
- 4 伊東洋一郎 (早稲田大学)

1 フェリックス・コネチヌイの歴史思想

——『文明の多様性』(1935)をめぐって——

石塚省二

コネチヌイは、文明を集団生活を基盤にして、又同時にこの生活を形成しながら、生成する現象として把握する。人間は創造者であるが同じく文明の刻印を帯びた社会生活の産物でもある。ここに於いて、コネチヌイ比較文明学的歴史哲学全体の社会学的傾向と比較文明学の理論的諸前提及び社会的反省についてのアリストテレス主義との関係が現れる。

コネチヌイは、自らの歴史哲学の基盤をなす比較文明学の理論的諸前提として、文明の第一要素をなす法の発展にまず注目する。コネチヌイによれば、集団生活形態の変化に伴って、私法・公法が出現する。集団生活(「結社」)が氏族制の段階に於いては、その基をなす「原家族」に対応して、「私有」とその感情が現れ、私法が成長する。私法には、財産法・家族法・相続法の三法がある。部族制結社に対応して、私法と公法の関係が姿を現す。ラテン文明に於いてのみ、この段階から発展を遂げ、国家と社会の関係が出てくる。

コネチヌイは、次に文明の第二の要素として、個々の文化的及び文化創造活動の領域に対応する価値集合を取り上げる。人間結社の価値に対する創造的關係、文化の領域である。善・真・健康・繁栄・美からなる「五型」の価値カテゴリーを展開する。美がそれらの中であって、一つの全体とするカテゴリーである。この際、コネチヌイは価値を社会的起源をもつ現象として解釈し、集団生活の具体的な歴史的條件と歴史的体験によって形成されるとする。「価値相対主義」の立場をとる。

第三の文明の要素としてコネチヌイが挙げるのは、「時間に対する特定の仕方での関係」であり、ラテン文明のみが、単なる時間の計測にとどまらぬ、時間支配の極致である「歴史主義」の観念を生み出したのだという。

以上三つの要素から比較文明学を展開するコネチヌイの歴史哲学を、意識社会学の対象に据えて分析することが本報告の主眼である。

対訳の

編

第1巻

第2巻

第3巻

第4巻

第5巻

第6巻

第7巻

第8巻

第9巻

第10巻

第11巻

第12巻

第13巻

第14巻

第15巻

第16巻

第17巻

第18巻

2 青年ブルクハルトと都市バーゼルの危機 ——市民社会の解体と文化史学——

森田 猛

未刊原稿の整理に基づく今世紀前半以来の諸業績は、ブルクハルトと同世代との関係という研究領域を拡大し、今日の研究動向を規定してきた。本報告は、文化史の成立を青年期ブルクハルトの眼に映じたヨーロッパ像、とりわけ、都市バーゼルの社会状況との関連で考察し、文化史学の性格を機能面より検討を加えるものである。J. Rüsenが指摘したように、文化史学は、ドイツ史学の専門分化に抗しつつ、歴史的思考の「教養」機能の自立化にその特質を持ち、加えて、教養市民をその対象とし、生に内側から全的にかかわってくる全体知を伝えるものである。W. Hartwigによれば、この教養の学への青年ブルクハルトの自己決定は、古いヨーロッパの文化およびその基盤としての社会秩序への彼の信仰告白に導かれるものであり、文化史学は「真の社会秩序」の解体と不可分である。それは、古代、中世を通じ、文化の担い手としてあった都市市民の活動の場小都市における市民社会が解体され、大都市を中心に中央集権的な大国家へ統合されていく過程に具現される。中世以来のツンフト民主制を維持し、古い大学を中心とした精神生活を堅持してきた都市バーゼルも流入してきた新住民、「新生」スイスの急進派カントンと、内外からの攻撃に晒され、憲法改正による旧体制の撤廃へ追いやられていく。旧体制側の新聞記者として世に出、やがて、バーゼル大学と深みにおいて繋がることになるブルクハルトにとって、これらの動きは、大都市における人間の生の在り方と連動しつつ、後に「革命時代」と定義する野蛮の時代の到来を意味した。19世紀に大都市に建設された大学および新大学を拠点とした知の制度化は、この時代の流れと軌を一にするものであり、文化史学は、これと正面から対立するものであった。

3 ヴィルヘルム2世時代の社会問題とトレルチ

佐藤真一

エルンスト・トレルチ (1865-1923) がヨーハン・ゲールハルトとメランヒトンに関する学位論文を提出し(1890)、これに手を加えたものを教授資格請求論文として公刊した(1891年)時期は、ドイツにおいて社会問題に対する積極的関与が国家および教会当局において重視され始めた時期にあたっている。1890年の2月、皇帝ヴィルヘルム2世は「二月勅令」を発し、労働者に好意的な社会政策をかけた、またこれに対応してベルリンの福音主義高等宗務局は、同年4月、邦教会の聖職者に対して労働者の物質的な福祉の促進のために働くよう呼びかけた。こうした気運の中で、同じ年の5月、シュテッカーを中心に福音主義社会会議の第1回大会が開催され、これ以後同会議は社会問題の学問的な論議の場となる。

時代のこのような潮流に対してトレルチはどのような考えをいだいていたのであろうか。本報告では、とくに1904/5年の時期を中心に社会問題に対する彼の見解を考察する。

その際、同じ1904年に出版された社会問題に取り組んだ2つの書物に対するトレルチの著しく異なった評価が重要な手がかりとなるであろう。1つはフォン・ナトゥージウス(1843-1906)の『社会問題解決における教会の協働』(第3版)であり、1つはゴットフリート・トラウプ(1869-1956)の『倫理と資本主義』である。ここで注目されることは、ナトゥージウスとトラウプがともに福音主義社会会議のメンバーであったこと、また前者がナウマンに対する批判者として会議を離脱したのに対し、後者はナウマン・グループの一員として、右派の指導者たちが離脱したあとの会議の有力な推進者として活動をつづけているということである。

4

マイネッケの政治思想の形成

——保守党からの離脱を中心に——

伊東洋一郎

フリードリッヒ・マイネッケは、その青年期、恐らく父親からの影響もあって、保守党の支持者であった。その後、1895年頃から、同党より離れ始め、1898年の帝国議会選挙では、フリードリッヒ・ナウマンに投票した、と彼は自伝に記している。この保守党支持からの離脱は、ドイツ国民国家のさらなる発展を目的とする、彼の生成途上の政治思想からの、一つの重要な選択と言えよう。つまり、保守党は、彼の政治目標にとって頼むに足らなくなったのである。

それは何故であろうか。それを理解するには、当時の社会問題が想起されねばならない。自伝からも知られるように、社会問題は、はじめて具体的に、彼を政治的現実に対し、目覚めさせたのであった。「生の困窮と闘う同胞」の中に、彼は、「神によって同等の権利を与えられた同胞」を見たのであり、社会問題は、ドイツ国民国家にとっての大きな欠陥の暴露に他ならなかった。何故なら、彼にとって国民国家は、「すべての精神的、物質的繁栄にとっての前提条件」であるべきだったからである。社会問題が、克服されねばならないのは、当然のことであらう。

それ故彼は、ヴィルヘルムII世の社会政策に期待をかけ、また、1892年のティボリ綱領にも期待をかけた。この綱領は、保守党内の社会保守主義の流れの一帰結であった。

しかしこの双方への期待は、皇帝の新航路路線の問題性、保守党のより明確な階級政党化、それと関連する社会保守主義派の衰弱化、スキャンダラスなハマースタイン事件、同党の階級エゴイズムの表出などによって、裏切られることになった。そして今や、保守党に失望を感じたマイネッケの眼前にあらわれたのが、華々しく社会政策を説く、ナウマンの国民社会同盟であったのである。

立知の
E・F
194

第 3 部 会

資 本 論

- 1. 資本の移動と利潤
- 2. 労働の分配と賃金
- 3. 資本の蓄積と発展
- 4. 労働市場の均衡
- 5. 労働者の生活水準
- 6. 労働者の福利
- 7. 労働者の教育
- 8. 労働者の健康
- 9. 労働者の安全
- 10. 労働者の権利
- 11. 労働者の責任
- 12. 労働者の義務
- 13. 労働者の道徳
- 14. 労働者の文化
- 15. 労働者の芸術
- 16. 労働者のスポーツ
- 17. 労働者の娯楽
- 18. 労働者の休息
- 19. 労働者の旅行
- 20. 労働者の結婚
- 21. 労働者の出産
- 22. 労働者の育児
- 23. 労働者の養老
- 24. 労働者の医療
- 25. 労働者の法律
- 26. 労働者の政治
- 27. 労働者の社会
- 28. 労働者の国際
- 29. 労働者の未来
- 30. 労働者の希望

研究発表者

- 1 藤 本 茂 夫 (京都精華女子高校)
- 2 西 岡 芳 彦 (一 橋 大 学)
- 3 藤 川 隆 男 (帝 塚 山 大 学)
- 4 中 島 俊 克 (京 都 産 業 大 学)

1 アメリカ史における「近代家族」の成立と 子供のライフ・コース

——19世紀前半期ニューヨーク州西部を一例として——

藤本 茂生

19世紀前半期は、独立革命・建国期と南北戦争の間の過渡期的なものとして扱われ、その固有の歴史的意義を強調する社会史的研究は少ない。しかしながら、この時代は、工業化・都市化が開始され多様な社会変容が起こり、アメリカ近代社会の揺籃期を迎える時代であった。そこで本報告では、この時期の社会変化の中でも研究史上見落とされてきた子供の歴史に注目したい。子供の生活を取り巻く家族の在り方を中心に労働環境・学校制度等を分析することによって、当時の子供のライフ・コースの変遷に検討を加えようとするものである。

かかる子供史のケース・スタディとして、ニューヨーク州西部に焦点を当てる。この地域では、植民地時代以来のピューリタンの社会秩序や家族理念が、19世紀初頭における商品経済の普及によって崩壊していく。こうした状況下で、とくに職人層や小商店主等の中産階層は「第二大覚醒」と呼ばれる信仰復興運動に積極的に参加し、新たな家族観・子供像を模索することになる。ところが19世紀中葉からの移民の大量流入や工業化の進展により、社会と家庭は各々公的・私的領域に明確に分断されていき、家族理念は閉鎖的なものへと変貌せざるをえなくなる。それに伴い、子供の養育観も社会逃避的になり、子供は家庭内にあって両親から経済的・心理的援助を受ける期間が延長され、生産活動に従事する年齢が遅くなった結果、自立しえない存在と化していく。

以上の論考を通して、19世紀前半期に子供達が「セルフ・メイド・マン」として成長したという通説に疑問が投げかけられるのである。

2

1848年のパリ民衆

——貧民層と「6月蜂起」——

西岡 芳彦

従来の研究によれば、団結心の強かった建設労働者の集団、ストライキ運動の経験を経た機械・機関車製造工の集団に続いて、不均質な人々の集団が、「6月蜂起」を担ったとされる。したがって、革命的群衆の中に貧民層の姿が認められることになるが、この点を具体的に解明した研究は皆無に近い。そこで本報告では、パリ東部民衆地区の貧民層を具体的事例として取り上げ、この層の特質を社会的・経済的に位置づける作業を通じて、これら貧民層が「6月蜂起」にどのように関わったかを考えることにしたい。

救貧制度の要を成していたのは「在宅援助（実態としてはパンと現金の支給）」であり、これを施された人々が公的な統計に記された極貧層を形成する。貧民実数の変動は人口増加にみあっており、その全人口に占める割合は19世紀前半期を通じて高い比率を保持し続けた。貧民層は社会の一大勢力だったといえる。他方、彼らが従事する仕事の多くは衣食文化をめぐる雑業であり、それは古着市場と卸売市場とを物理的基盤として、生産過程というよりはむしろ消費・流通過程の中で展開されていた。それは、小営業者の販売網の間隙をつく形で棲息可能なものでもあり、独立自営の形態もあったが、企業者に利益をかすられる者も多かった。このように衣食の需要に規定されていたため、貧民層が無制限に増えることはなかったが、形態的にはパリ消費社会に寄生する存在だった。したがって、社会的、経済的に、一般市民がこれらの貧民層をいつ犯罪に走るやもしれぬ危険な階層と見なしたのは、当然のことであった。

しかし、「6月蜂起被疑者リスト」と「8区被救恤者リスト」とのクロスチェックにより、貧民層の政治動乱期における態度を探ってみると、貧民層の蜂起への加担の程度がそれほど高くないことが判明する。彼らの政治意識は低く、実際には政治的にさほど危険な階層でなかったと考えられるのである。

3 19世紀オーストラリアにおける パブリック・ミーティング

藤川 隆 男

オーストラリアの歴史家の多くは、歴史叙述や研究の中で、パブリック・ミーティングに言及してきたが、その存在に何らかの疑問を抱いたり、それ自体を研究対象として選ぶことはなかった。パブリック・ミーティングが、アングロ・サクソンの社会的・政治的背景を有する国々に共通のありふれた特徴であったことを考えると、彼らがパブリック・ミーティングの性質や機能について、研究の必要性を感じなかったのは当然のことと言えよう。しかし、パブリック・ミーティングが、誰もが何らの疑問を持ち得ない日常茶飯のでき事であったという事実こそ、オーストラリアの政治運動や社会的活動において、パブリック・ミーティングが本質的に重要な存在であったことを逆に示している。本報告の課題は、ほとんど無意識的に繰り返し行なわれるパブリック・ミーティングの構造や様式を、批判的に検討することである。

上記の目的を達するための研究地域としては、政治的・社会的・地理的に比較的自己充足的なニュー・サウス・ウェールズ植民地を選んだ。また基本的なデータとしては、1871年から1901年の31年間の中の奇数年に召集されたパブリック・ミーティングの事例を、シドニー・モーニング・ヘラルド紙の広告欄から組織的に収集したものを利用した。このようにして集められた事例は、約1800のパブリック・ミーティングをカバーしている。本報告のベースとなる史料は、これをさらにその他の史料で補完することで、集会の召集数の変化、召集日時、開催場所、目的、参加者などに関して体系的なデータとしたものである。

本報告では、上記の項目の中から、パブリック・ミーティングの召集数の変化、開催場所、召集曜日などに関するデータを提示して、当時の社会的・政治的コンテキストの中で、それらのデータの有する意味を検討したい。また当時の世論形成の過程にも新たな光を当てるつもりである。

3 19世紀オーストラリアにおける パブリック・ミーティング

藤川 隆 男

オーストラリアの歴史家の多くは、歴史叙述や研究の中で、パブリック・ミーティングに言及してきたが、その存在に何らかの疑問を抱いたり、それ自体を研究対象として選ぶことはなかった。パブリック・ミーティングが、アングロ・サクソンの社会的・政治的背景を有する国々に共通のありふれた特徴であったことを考えると、彼らがパブリック・ミーティングの性質や機能について、研究の必要性を感じなかったのは当然のことと言えよう。しかし、パブリック・ミーティングが、誰もが何らの疑問を持ち得ない日常茶飯のでき事であったという事実こそ、オーストラリアの政治運動や社会的活動において、パブリック・ミーティングが本質的に重要な存在であったことを逆に示している。本報告の課題は、ほとんど無意識的に繰り返し行なわれるパブリック・ミーティングの構造や様式を、批判的に検討することである。

上記の目的を達するための研究地域としては、政治的・社会的・地理的に比較的自己充足的なニュー・サウス・ウェールズ植民地を選んだ。また基本的なデータとしては、1871年から1901年の31年間の中の奇数年に召集されたパブリック・ミーティングの事例を、シドニー・モーニング・ヘラルド紙の広告欄から組織的に収集したものを利用した。このようにして集められた事例は、約1800のパブリック・ミーティングをカバーしている。本報告のベースとなる史料は、これをさらにその他の史料で補完することで、集会の召集数の変化、召集日時、開催場所、目的、参加者などに関して体系的なデータとしたものである。

本報告では、上記の項目の中から、パブリック・ミーティングの召集数の変化、開催場所、召集曜日などに関するデータを提示して、当時の社会的・政治的コンテキストの中で、それらのデータの有する意味を検討したい。また当時の世論形成の過程にも新たな光を当てるつもりである。

4 20世紀前半のパリ郊外における労働者の意識

中島俊克

フランスの産業史・労働史における首都圏の重要性については贅言を要しない。とくに19世紀末からは、パリ市内よりもむしろ郊外の動向が規定的となる。本報告ではとくに金属工業の新旧ふたつの中心地である北郊と西郊をとりあげ、そのそれぞれにおいて労働の世界がいかに変化したかを探る。

19世紀なかばから、パリ市内の産業の過密化にともない、金属、化学などの大規模工場が、サン・ドニを中心とする北郊諸市に移転する動きが生じた。19世紀末にすでに、これら郊外の諸工場は、首都を量的に上回る産業労働者を擁していた。質的にも郊外の労働者の多くは、都心の中小工場に働かなかば職人的な人々とは一線を画する存在であった。やがてこれら北郊の金属工場は、ドイツ等諸外国との、より直接的にはノール県等フランス国内のより近代的な諸工場との競争にさらされる。合理化が進む中で労働者は熟練工を中心にしだいに尖鋭化し、ついにはサン・ドニ市長ドリオを盟主とする「フランス人民党」の基幹部分を構成するに至る。

一方西の郊外には、20世紀に入る前後から、ブーローニュ・ビヤンクール・ルノーを筆頭に自動車・航空機工場が簇生し、そこで働く不熟練工も急速に数を増した。彼ら新産業労働者は、北郊に働く重化学工業労働者とは意識の面でも大きく異なる存在であり、それは首都圏の政治・労働運動のその後の動きにも反映していく。たとえばシュレーヌの社会党市長セリエが市の運営について行なった様々の実験的な試みは、戦後の首都圏行政に直接つながるものである。

このように対照的な軌跡をたどる北郊・西郊2地域の産業史・労働史について、それぞれの特色を、既存の研究を整理しながら明確につかみ出すことが、報告の目的である。

第 4 部 会

研究発表者

- 1 佐竹利文 (神戸市立外国語大学)
- 2 富岡庄一 (神戸市立外国語大学)
- 3 藤本和貴夫 (大阪大学)
- 4 高尾千津子 (早稲田大学)

1 農奴解放前ロシア農民の家族構成

——西欧諸国との比較——

佐竹利文

ロシア農民家族の大規模性、構成の複雑さについては、これまで度々指摘されているところである。本発表は、農奴解放前のロシア諸地域における農民の家族構成を考察し、西欧諸国との比較考量を通じて、その特質を解明しようとするものである。

ロシア農民の構成の複雑さは、とりわけ大ロシア南部黒土地帯や辺境地帯などに特徴的に観察される。農奴解放前の時期にこれらの地域では、世帯規模は平均7～9人にのぼり、多核家族世帯が半数を超える。家長の甥が妻帯後も世帯内に留まる例も少なくない。このような大規模で複雑な構成の家族が形成されたのは、家長の兄弟などの傍系家族が妻帯後も長く世帯内に留まっていたためである。英・独・仏などの西欧諸国では、単独相続であれ分割相続であれ、これらの傍系家族は自身や相続者の結婚、あるいは家長の死や引退の際に世帯を離れる。その結果、平均世帯規模は4～5人とどまり、単純家族世帯が圧倒的多数を占める。ロシアの大規模家族世帯の場合、傍系家族が世帯を離れるタイミングは、西欧諸国とは異なり、彼ら自身が一定の規模の世帯を形成しうようになる時点であり、それ故分割後に成立する新世帯もある程度の複雑な家族構成を示す。ガガーリン家マヌイロフスコエ領の例では、1813～1853年の間に17件の家族分割が行なわれたが、2分されたうちの小さい方の家族ですら半数が株家族であり、平均世帯規模や馬の平均保有頭数は領地の平均水準に達していた。分割の少なさ、そして分割後の新世帯が一定の規模と複雑な構成を具備したことが、農民全体の家族構成の複雑さをもたらしたことは、明らかである。これは、1つには農民からの地代収入の安定を望む領主経営による規制の結果であり、同時に農民自身の選択の結果でもあった。ゲルマン社会のフーフエ制とは異なりロシアの土地分与制度の下では、成員数と夫婦の組数が多ければ、チャグロ数に応じて共同体から配分される耕地はそれだけ大きくなり、それを耕作する労働力も大きくなる。これが家長にとって望ましいことは自明である。また、傍系家族にとっても、将来の家族分割においてチャグロ数に応じた耕地保有が約束され

ている以上、一定のチャグロ数を構成しうる時点まで現在の家族の中に留まることに大きな抵抗を感じなかったものと思われる。

ロシアにおける大規模で複雑な構成の家族の存在は、人口学的要因や経済的要因などの様々な諸要因の関わりの中でその全容を説明すべきものであるが、以上では有力な要因の1つとして土地分与制度の影響を指摘した。本発表の最後では、この要因の果たした役割を農奴解放前ロシアのいくつかの地域について検討したい。

2 第1次大戦前の露独経済摩擦

富岡 庄一

本報告の課題は、20世紀初頭にロシアがドイツと対立するに至る（現実には第1次大戦という形をとった）経済的背景の一端を、ロシアの側から考察することにある。

第1次大戦前の露独経済関係において、とりわけ重要な位置を占めたのが貿易関係である。ロシアにとってドイツは最大の貿易相手であり、またドイツの貿易においてもロシアは主要な地位にあった。露→独貿易は農産物（特に穀物）が圧倒的な比重を占め、他方独→露貿易は機械・器具や化学製品などが大きな比重を占めた。

露独貿易は、協定関税体制の下にあった。協定関税率を含む露独通商条約は1894年に締結され、1904年に修正されて、1917年まで効力を持つことになっていた。1911/12年頃に、両国で、通商条約の来たるべき期限切れに向けて、従来の通商条約を再検討する動きが始まる。特に敏感かつ迅速な対応を示したのがロシア側である。

ロシアでは、露独通商条約を再検討する特別の諸組織が、経済関係の省庁や民間団体の中に設立される。それら組織の作業が進む中で、又露独貿易に関する著書・論文が発表される中で、対独貿易についての批判的な論調が露わとなる。工業関係者または工業の利害を重視する者は、ドイツからの工業製品の洪水的流入がロシア工業の発展を阻害していると批判した。農業関係者または農業の利害を重視する者は、ドイツの農業保護主義を批判した。

ところで、そのような論調を吟味してみると、ドイツに対する単なる感情的反発ではなく、冷静な観察・分析に基づいた議論が多々みられる。

1909年～13年に、ロシア工業は急速に発展した。上記の批判的論調は、ロシアの経済発展（工業化）が、それまでの露独経済関係の変更を迫る段階に到達したことの表われであると考えられる。

3

ロシア革命再論

藤本和貴夫

二月革命から十月革命にいたるロシア革命の第一段階は比較的平和裏に進行したが、以後1920年まで続く革命の第二段階は本格的な内戦と干渉戦争をともなった。この全過程で中心的な論点となったのは権力の問題であり戦争と平和の問題である。第一次大戦のなかで全交戦国をとらえた戦時体制解体のため、最終的に大衆が納得しうる方針を提起しえたのはポリシェヴィキであり、そのことによりソヴェト政権樹立のイニシアチブをとることができた。とはいえ、十月革命後のソヴェト政権が実施した土地問題をはじめとする国内政策を検討すれば、二月革命後に臨時政府が憲法制定会議へむけて準備した諸政策との多くの重なりを見出すことが可能である。カデットの農業綱領でさえ「農業用地は勤労農業住民に属す」と書かれた事実をわれわれはどのように考えるべきか。また地方においてはソヴェト政権の「土地にかんする布告」に対抗して出されたエスエルの農業綱領が受入れられてもいる。

本来、ソヴェト政権樹立派はソヴェト権力が全人民的課題を遂行することより、権力への求心力を生みだすことができると考えていた。しかし現実にはむしろ権力からの自立化を生み出した。これをとどめる論理は内戦と干渉戦争による対外的脅威論である。国内体制における政治的引き締めと対外的脅威の関係が革命の全段階でどのように認識されていたかを含め、第一段階と第二段階の連続性について考えてみたい。

4 両大戦間期のソビエト・ユダヤ人問題と 米国ユダヤ人

——ソビエトにおける米国ユダヤ人組織JDCの活動——

高尾 千津子

The American Jewish Joint Distribution Committee (略称JDC) は米国ユダヤ人が戦災にあった欧州の同胞に対する救援のために1914年に結成した組織である。米国が対ソ封鎖政策をとっていた1920年6月、JDCはポグロム被害者救援のための協定をソビエト政府と締結するなど独自の救援ルートを模索していたが、翌年のボルガ地方の飢饉に対する米国の救援活動の開始がJDCによる本格的な活動の契機となった。以来、1938年にソビエトから撤退するまで、JDCはソビエト・ユダヤ人の経済の再構築のために、特にユダヤ人の入植事業で、ソビエト政府と協力し活動した。ソビエト政府と米国のユダヤ人組織との協力関係の一般的背景として、第一にソビエトでは帝政期の「遺産」としてのユダヤ問題の存在が認識され、その解決の必要性が標榜されていたこと、第二に米国の移民制限法(1924年)により、この時期の大規模出国は問題外であったためにソビエト国内でのユダヤ問題解決が必要との認識が米国内部にあったことなどが考慮されねばならない。

JDCのソビエト・ユダヤ人への援助活動に関してはJDC研究の一分野としてソビエトとの関係を扱ったY. Bauerや、米国ユダヤ史上の問題としてJDCに対する批判的研究を著したZ. Szajkowsky等の研究がある。しかしながら、ソビエト・ユダヤ史研究においては、この問題は未だ十分な検討が加えられていない。

本報告では、戦間期ソビエトにおけるJDCの活動とその果たした役割について考察する。政府、共産党ユダヤ部局等のJDCに対する態度や方針を検討し、当時のソビエト・ユダヤ問題の諸相、すなわち反ユダヤ主義、経済的な再建の問題、およびユダヤ教やシオニズムに対する弾圧などの問題にJDCがいかに対処したかにも言及したい。

第 5 部 会

研究発表者

- 1 大津留 厚 (大阪教育大学)
- 2 河村 一夫 (明 治 大 学)
- 3 植 田 隆 子 (国際基督教大学)
- 4 丸 山 繁 郎 (芝浦工業大学)

1 ハプスブルク帝国の民族政策と軍隊

—クラマーシュ逮捕の意味について—

大津留 厚

アウスグライヒ体制のもとでオーストリア＝ハンガリー帝国では第一線の軍隊である共通陸軍を政治的に代表する共通陸相は、オーストリア、ハンガリーそれぞれの内政に直接関与する手段を持っていなかった。オーストリア、ハンガリーはそれぞれ国防軍を有し、それぞれの内閣に国防相職が置かれていたが、国防軍はいわば第二線の軍隊であり、政府内における国防相の発言力は強いものではなかった。したがって第一次大戦にいたるまでのオーストリア＝ハンガリー帝国の民族政策に関して軍の意向が大きな意味を持つことはなかった。

しかし第一次大戦の勃発は事態を一変させた。総動員令が布告されると、人々はお祭騒ぎで兵士を戦場に送り出した。ところが戦争の現実が高揚した気分には水を差すものであった。特にロシア軍の精鋭部隊を迎えたガリツィアの帝国軍は敗走に敗走を重ね、軍の士気は低下し、参謀総長ヘッツェンドルフは意気阻喪した。しかし1915年春からドイツ軍の支援を受けて始まった反政で帝国軍は一気にロシア領ポーランド深く攻め込んだ。対セルビア戦勝利とあいまって軍は威信を高め、内政への発言力を一気に高めることになった。

戦場においてドイツ陸軍への依存を強めた帝国軍部が内政への発言力を強めたことは、帝国の民族政策を一変させることになった。それまでの民族政策が諸民族の上に立つことで統合力を維持することを目的としていたのに対して、ドイツ陸軍に依存した帝国軍部はドイツ民族優先、他民族抑圧の民族政策を強要し、チェコ系政治家クラマーシュを逮捕させるにいたった。それはそれまでの帝国の民族政策の「常識」ではあり得ないことであった。

1915年の民族政策の転換は最早後戻りできないものであり、諸民族の側の「帝国離れ」を加速するものであった。

2 1910年の日英博覧会の意義について

河村一夫

曾って私はこの学会で、1904年のセントルイス万国博覧会に際し、日本が日露戦争の最中に拘らず出陳した処、ロシアは出陳しなかつたので、これが米国朝野の日本への関心と好意をもたらす原因となったことを述べた。この博覧会への出陳については、小村寿太郎外相がこれを強力に推進されたといわれるが、同じような事情の下にある1910年の日英博覧会の意義につき、検討することとしたい。

そもそも日本は、幕末以来、万国博覧会に出陳を重ね、また国内においても1877年、第1回内国勲業博覧会を東京の上野公園で開催以来、大体5年毎に開くことが定められ、第4回の1895年の京都における博覧会を経て、1903年、大阪の天王寺における第5回内国勲業博覧会は、外国からの出陳も得て空前の成功を収めた。そこで次は日本で万国博覧会開催の議が高まり、1906年8月の閣議で、政府は、総額1千万円の費用で1912年に東京で日本大博覧会を開催することを決定した処、米国政府は早速出陳を承諾し、大統領も議会への教書でこれを歓迎の旨記した。しかるに日露戦後の日本の切迫した財政事情は、到底このような大博覧会を開催し得ないことが明らかとなったので、一旦5年延期を決定し、後に遂に中止されるに至った。

処で、1902年締結された日英同盟は、日本外交の骨髄といわれたが、この同盟の英国における人気は、日露戦争中に行なわれた第2次日英同盟締結の前後を絶頂とし、以後は凋落の一途をたどった。そこで、日露戦争後、駐英大使を経て再び外相となった小村外相は、上述のような財政事情に拘らず、1910年のロンドンにおける日英博覧会開催を強力に推進して実現せしめたのである。

幸にも、この博覧会は、日本の美術・建築模型などの展示が好評で、大成功を収めた。そこで当時の英国側の反響なども検討しつつ、当時の日英関係を改めて調べることにしたい。

3 東方ロカルノ案の歴史的意義

植田 隆子

東方ロカルノ案は、東北欧8ヶ国を包摂する地域的安全保障条約と仏ソ協定から成る条約構想で、その全容がヨーロッパの外交界に明らかにされたのは、1934年6月のことであった。同案は、1925年のロカルノ条約の東方の対をなすといわれる。

従来、この東方ロカルノ案は、もっぱら第二次世界大戦の原因論の観点から検討されてきた。しかしながら、国際連盟の発足以降、ヨーロッパでは、安全保障の新しい組織方法が導入され、同案にもその特色が、顕著にあらわれている。同案はナチス・ドイツの台頭に対する仏ソの国際政治力学上の対応であったが、両国は第一次世界大戦前に結んだと同様の二国間のみの同盟条約の形式をとらなかったのである。

本報告では関係各国の外交史料に基づき、東方ロカルノ案の形成過程を跡づけ、その歴史的意義を検討する。同案は、仏ソ間の極秘の交渉により作成され、その最終段階で、イギリスが重大な関与をなした。したがって、フランス、ソ連、イギリスの外交史料が、重要である。フランス、イギリスともに1930年代の外交文書はすでに公開されており、各々の政府刊行文書集には掲載されていない興味深い史実を提示している。

* 関係資料については、当日資料を配布する。

** 報告関連の拙著としては、『地域的安全保障の史的研究—国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達』山川出版社、1989年2月刊がある。

4 マッケンジー・キングの アトランテック・トライアングル構想について

丸山 繁郎

①、その範囲はJ. B. プレブナーの示したものよりもあいまいで神秘的な或る種の領域をキングはニューヨークのハーバートクラブで描いたとRecord, Vol. 2 1941. 423にある。②、母方の祖父の反乱の指導者の仕事を受け継いだとよく云われるが、その正確な概念は時代と共に変わり、首相になったキングのカナデアニズムは内部統一に向けられ、1935年、ルーズベルトとの会見、38年のカナダ、合衆国、英本国との間の相互貿易交渉以降、戦中を通じて、外国の直接支拂となり、英本国への膨大な賜物と不利益なローンを増大し、合衆国もレンドリースと商品協定で同様な政策をとった。③、第一次大戦では6万人のカナダ人を戦場で失ったが、スピリチュアリストのキングは平和主義者であったが、国防費は第二次大戦の3年前から参戦まで、3倍となり、戦中を通じて拡大したが、40年9月のオーデンスブルク宣言以降、カナダは英本国と離れ、合衆国よりに傾いたのに多くのカナダ人は合衆国が拡大コモンウェルスに増々密接になることを熱望した。以上3点から、多くのカナダ人はルーズベルトを偉大な政治家と考え、チャーチルから離れて行った。キングは保守党の仕業とはいえ、ないがしろにされたが、1945年の選挙で、私は両英雄と親しく、カナダに政治的利益を齎すに対応した。

数少ない資料の中、DIARYは両者とは決して親しくないことを告げている。本報告は第1回、ケベック会議以降、DIARYに照してマッケンジー・キングの不人気を再検討する。C. P. Stacyはspiritualismをかくして、事件に置きかえるくせがあり、Whitakerの独自の考え方は中産階級に根をもち、フロイド派の精神分析学者、Esberryはキングを望みなきノイローゼ気味のエゴイストとして促える。私はスピリチュアリズムの本質がもっと深くかかわっていると考える。

《訂正とお詫び》

「大会のご案内」に以下のような誤りがありました。
訂正してお詫び申し上げます。

誤 正
藤井 博 → 義井 博
(部会研究発表司会者)

なお、所属変更がありましたので御参考までに。

佐竹利文(甲南大学) → (神戸市立外国語大学)

■フランス革命200周年記念/

フランス革命史 近刊・新刊案内

■フランス革命200周年記念：文献特集カタログ

- G-103(1988年3月)文献253点を収録
 - G-115(1989年1月)文献281点を収録
- なを、初夏に続刊を発行する予定であります。—

■ナウカ洋書案内：人文科学編(年12回 送料1,500円)

フランス革命特集として、昨年以來、毎号、続々と出版されるフランス革命研究書、関係書をご紹介します。

いずれのカタログも最寄りの営業所にお申越しくされば、お届けいたします。

東京都豊島区南池袋2-30-19 ☎171 (電) (03) 981-5261

ナウカ 株式会社

東京神田 (03) 264-0021 国立 (0425) 77-3412 筑波 (0298) 24-6085 大阪 (06) 313-2388 京都 (075) 223-5333
名古屋 (052) 733-6692 仙台 (022) 223-5535 札幌 (011) 726-0391 福岡 (092) 641-6844 広島 (082) 249-5011

ミネルヴァ書房

京都市山科区日ノ岡堤谷町1
☎075-581-0296 電話注文可
表示の価格は消費税こみです。

—好評の新刊から—

- 西洋の歴史**〔古代・中世編〕 山本茂・藤縄謙三・早川良弥 編
最新の社会史の成果を取り入れた好個の概説書。野口洋二・鈴木利章 編
二〇六〇円
- 西洋の歴史**〔近現代編〕 大下尚一・西川正雄 編
基礎的知識を提供。論争問題や重要テーマにも触れる。二〇六〇円
服部春彦・望田幸男 編
- イギリス中世史** 大陸国家から 富沢豊岸著
強力な王権の下で国家主義的發展に向かう過程を描く。二二六九円
島国国家へ
- ウィクトリア朝の人びと** A・ブリックズ著 村岡健次他訳
闘争の時代には生まれた繁栄と安定の時代を映し出す。五六六五円
- イギリス労働貴族** 19世紀における 中山 章著
ウィクトリア朝時代、労働貴族はいかに生まれたか。三九一四円
- 近代イギリスの歴史家たち** J・ケニヨン著 今井宏他訳
ルネサンスから現代へ 歴史学の専門職業化の道程。五九七四円
- ルネサンス修道女物語** J・C・ブラウン著 永井三明他訳
宗教裁判の記録から蘇った知られざる近世の素顔。二四七二円
- フランス共和国の肖像** 戦うマリアンヌ M・ペギロン著 阿河雄二郎・加藤克夫・上垣豊・長倉敏訳 三五〇〇円
- ベルリン 王都の近代** 川越 修著
初期工業化・一八四八年革命 民衆の姿と革命の意味。三六〇五円
- ロシア・インテリゲンツィヤ史** 松原広志著
イヴァーノフ・ラズムニクと「カラムーゾフの問い」五〇〇〇円
- ロシア帝国主義研究** 大崎平八郎編著
農奴解放を起点に、帝政ロシアの政治と経済を分析。例六〇〇〇円
- プーシキン** 歴史を読み解く詩人 國本哲男著
歴史家の目も有したプーシキンの歴史観と思想。三九一四円
- アメリカ合衆国** 戦後の社会・経済・政治・外交 福田茂夫・野村達朗・岩野一郎編著 戦後の変貌を迎える。二五〇〇円
- 歴史を考える** 前川貞次郎著
世界を歴史的にどう捉えるか。歴史研究の在り方を問う。四九四四円

〒603 京都市北区上賀茂本山
京都外国語大学 外国語学部内
日本西洋史学会第39回大会準備委員会